

自己点検事項

◇ 精神科急性期医師配置加算3(A249)

(1) 当該病棟における常勤の医師は、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに
1以上配置されている。

(適 · 否)

点検に必要な書類等

・当該入院料を算定する各病棟に常勤の医師が配置されていることが確認できる書類
(出勤簿等)

(2) 措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした
入院患者を除いた新規入院患者のうち4割以上が入院日から起算して3月以内に退院し、
自宅等へ移行している。「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設介護医療院又は
精神障害者施設へ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の
保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ
転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を
除いたものをいう。また、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が
通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

(適 · 否)

点検に必要な書類等

・3月以内に退院し、自宅等へ移行した患者数が分かるもの

(3) 当該病棟においてクロザピンを新規に導入した実績が年間3件以上である。

(適 · 否)

点検に必要な書類等

・当該病棟において、クロザピンを新規に導入した実績が分かるもの

(4) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療(電話等再診を除く。)件数が年間
20件以上であり、かつ、入院件数が年間8件以上である。

(適 · 否)

点検に必要な書類等

・精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療(電話等再診を除く。)の年間
件数及び年間入院件数が分かるもの

医療機関コード

保険医療機関名